

肥料取締制度に関する要望



朝日工業株式会社

農業資材本部開発部

国内資源肥料化での課題

海外依存の高い肥料資源の国内確保は重要！

(価格高騰だけでなく、手当不可の可能性あり)

だが実際には・・・

- 新規検討原料では、現行肥料規格に合致しない場合が多い
- 現行の肥料取締法は、規格が細かく規定されている
新規原料 ⇒ 規格外となる可能性大
- 規格設定には、多大な実証実験(時間と労力)・手続きが必要
⇒ ビジネスチャンス損失の可能性

安全性の担保は重要だが、変革への対応も是非お願いしたい

その為には、肥料公定規格の見直しが必要！

肥料規格に合わない事例及び改革案

◆ 現行の規格

肥料の種類	原料の由来業種の制限	最低保証値			登録の有効期間
		TNのみ	NPK合計	NPK保証時のTN	
副産植物質肥料	食品工業、発酵工業	3.5%以上	5%以上	1%以上	6年
副産動物質肥料	食品工業、繊維工業、ゼラチン工業、なめしかわ製造業	6%以上	10%以上	2%以上	3年
乾燥菌体肥料	1. 培養菌体 2. 食品工業、パルプ工業、発酵工業、ゼラチン工業(なめし皮革くず由来を除く)	5.5%以上	P1%、K1%以上	4%以上	3年

＜適合しない項目＞ 1. 業種(例:飼工場等) 2. 最低保証値以下等

＜疑問点＞ 1. 業種、最低保証値、有効期間で差異をつける必要性は？
2. 業種でなく重金属等品質で絞れば良いのでは？

＜改革案＞ 安全性を担保しつつ公定規格の見直しを図り、資源リサイクルを促進する

1. 有機質肥料の分類の集約 ⇒ 大枠でまとめる

2. 制限事項 ⇒ 最低限遵守すべき項目を設定

(最低限必要な保証値、重金属 等⇒ 遵守必要な項目のみで規制)

再生可能な国内資源の事例

複合肥料原料には原料種により複雑に分類、制約化
灰等PK成分を含む有望原料が制限されている

1. 食品系汚泥発酵肥料

複合肥料化等検討(混合汚泥複合肥料での規格なし)

2. 燃焼灰

(1) 畜産廃棄物系(家畜糞等、豚は規格なし)

鶏糞灰等は既に複合肥料原料として使用拡大中

(2) 木質系(燃料系)・2018年3月仮登録化(注:廃材は除外)

(3) 食品残渣系(例:食品産業発生有機資源)規格なし

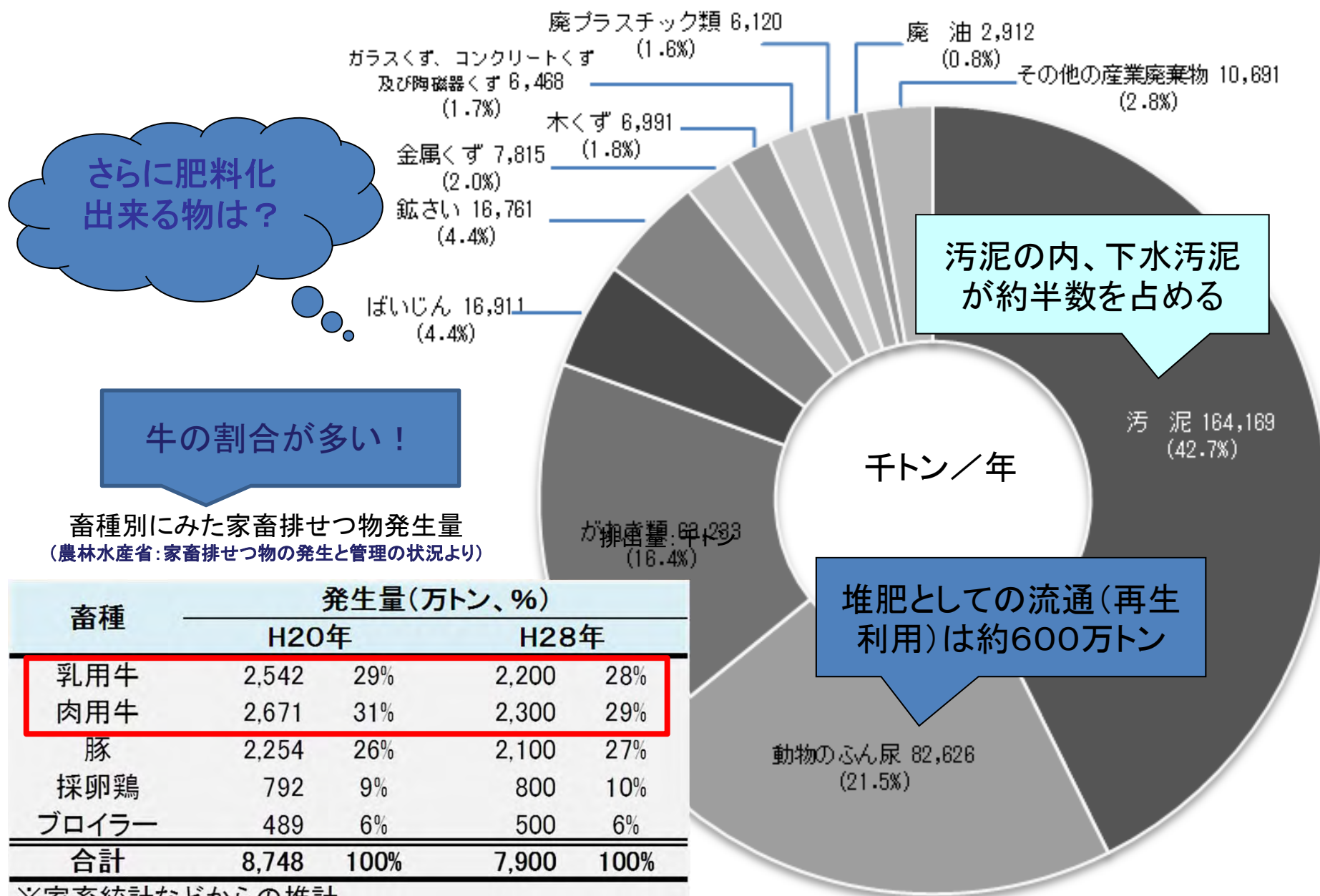
<改革案> 安全性を担保しつつ公定規格の見直しを図り、資源リサイクルを促進する

1. 複合肥料の分類の集約 ⇒ 大枠でまとめる

2. 制限事項 ⇒ 最低限遵守すべき項目で規格化

(最低限必要な保証値、重金属 等⇒ 遵守必要な項目のみで規制)

環境省：国内産業廃棄物の発生状況（平成25年度実績値）



さらに肥料化出来る物は？

牛の割合が多い！

畜種別にみた家畜排せつ物発生量
(農林水産省：家畜排せつ物の発生と管理の状況より)

畜種	発生量(万トン、%)			
	H20年		H28年	
乳用牛	2,542	29%	2,200	28%
肉用牛	2,671	31%	2,300	29%
豚	2,254	26%	2,100	27%
採卵鶏	792	9%	800	10%
ブロイラー	489	6%	500	6%
合計	8,748	100%	7,900	100%

※家畜統計などからの推計

※※食品廃棄物(1,676万トン、H25年；有価物除く)

汚泥の内、下水汚泥が約半数を占める

堆肥としての流通(再生利用)は約600万トン

混合堆肥複合肥料の規格概要

新たな規格が制定されたが、堆肥の利用拡大には、まだまだ制約が多い！

【公定規格改正】

(2012年9月)

牛糞堆肥では厳しい

堆肥の種類	N	NPK	C/N比
家畜糞堆肥	2%以上	5%以上	<u>15以下</u>
食品残渣堆肥	3%以上	〃	〃

堆肥(特殊肥料)

硫安など普通肥料

成型
加熱乾燥

混合堆肥複合肥料

各拠点の畜産農家の粒状化設備活用する時にネック。品質は十分確保出来ている。

腐敗・食中毒菌防止
粉化・固結防止

NPKの合計10%以上
堆肥は乾物で50%以下
(まだまだ増やせる?)

<改革案>

1. 前記複合肥料の規格での大枠のまとめが可能であれば、それにて可
2. 混合堆肥複合肥料での改正に限定すれば
 - ① CN比を20~25以下
 - ② 堆肥使用割合の撤廃
 - ③ 加熱乾燥の制限削除(ペレット摩擦熱の認可) 等